

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和3年8月4日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第5号

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正す  
る条例

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年秋田県後期  
高齢者医療広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第27条の2中「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」  
を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。